

執筆者:

E-mail✉ [岩瀬 ひとみ](#)E-mail✉ [菊地 浩之](#)E-mail✉ [河合 優子](#)E-mail✉ [村田 知信](#)E-mail✉ [五十嵐 チカ](#)E-mail✉ [松本 絢子](#)E-mail✉ [菅 悠人](#)

目次

- I カリフォルニア州プライバシー権法の施行を控えた直近動向／岩瀬 ひとみ、五十嵐 チカ
- II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート／岩瀬 ひとみ、五十嵐 チカ、菊地 浩之、松本 絢子、河合優子、菅 悠人、村田 知信

I カリフォルニア州プライバシー権法の施行を控えた直近動向

1. 法改正と施行及び執行までのスケジュール

米国カリフォルニア州では、2020年1月1日からカリフォルニア州消費者プライバシー法(California Consumer Privacy Acts of 2018、以下「CCPA」)が施行され、2020年11月3日には、CCPAを大幅に改正して追加規制を定めたカリフォルニア州プライバシー権法(California Privacy Rights Act of 2020、以下「CPRA」)が住民投票によって可決された。CPRAは2023年1月1日から施行される予定であり、また、2022年1月1日以降に収集された個人情報についても適用が予定されている。CCPAの全面施行に先立ち、新たな執行機関であるカリフォルニア州プライバシー保護局(California Privacy Protection Agency、以下「CPPA」)が創設され、当局による執行は、2023年7月1日以降に生じた違反事例を対象に、同日より開始される見込みである。

CPRAを施行するための規則(以下「施行規則」)の最終版は2022年7月1日までに採択される予定であったが、[同年7月8日、CPPAがようやく施行規則案を公表](#)し(以下「施行規則案」)¹、書面によるパブリックコメントの募集やパブリックヒアリングを含む施行規則の修正・制定手続が進められているところである。施行規則案には、後述3.のとおり、事業者にとって影響の大きい新たな各種の規制が含まれている。また、後述2.のとおり、これまでは従業員関連情報やB to B取引関連情報に関してはCCPA/CPRAの適用が猶予されてきたところ、2023年1月1日以降、適用猶予は失効し、事業者は、従業員によるこれら情報に関する権利行使に対しても、CCPA/CPRAに基づく対応が求められることとなる。

最終的な施行規則の内容はその公表を待つ必要があるが、CPRAの施行日が迫る中、本ニュースレターでは、事業者において、特に留意すべきと思われる主な事項を紹介することとする。

2. 日本企業を含む外国企業への影響

CCPA/CPRAは、カリフォルニア州に所在する事業者に限らず、グローバルに事業を展開する日本企業グループに対しても適用が及ぶ可能性がある。例えば、カリフォルニア州住民からサービス提供等の申込みを受ける可能性のある外国企業、そのような

¹ 2022年7月8日に公表された施行規則案では、CPRAの施行に伴い施行規則で定めることが求められている事項が網羅されていない。2022年10月17日にはCPPAが施行規則案の修正案を公表したが、基本的に同年7月8日付け公表の施行規則案に関する修正案であり、依然として網羅されていない事項が残っているため、さらに追加の施行規則案の公表が見込まれる。

企業を子会社とする日本の親会社、あるいは CCPA 上の「事業者」に該当する複数のエンティティがそれぞれ 40%以上の持分を有するジョイントベンチャー又はパートナーシップ等に対しても、CCPA/CPRA が適用される可能性がある。また、カリフォルニア州の司法長官や CPPA による制裁金の賦課、情報漏えいの際でのクラスアクション等のリスクも無視し難い(CCPA と CPRA の概要は、[弊所の個人情報・データ保護ニュースレター2019年7月24日号](#)・[2020年11月20日号](#)参照)。

3. 従業員関連情報及び B to B 取引関連情報に関する適用猶予の失効

CCPA/CPRA に基づく保護の対象である「消費者(Consumer)」は、カリフォルニア州の歳入・課税法上の住民をいい、求職者、従業員、取引先の担当者等も含まれる。もともと、従業員関連情報と B to B 取引関連情報に関しては、2023 年 1 月 1 日まで、CCPA/CPRA の一部規定の適用猶予の対象とされていた。このため、カリフォルニア州の住民を雇用する事業者にとって、雇用の関係で実際に課される義務は、個人情報の収集に関する通知義務及び個人情報の安全管理措置に関する義務等の一部に限られていた。

従業員関連情報と B to B 取引関連情報に関する CCPA/CPRA の適用猶予に関しては、更に期間を延長する旨の法案が提出されていたが、かかる期間延長の法案を通過させるべき最終期限(2022 年 8 月 31 日)までに法案の通過には至らなかった。従って、2023 年 1 月 1 日以降、従業員関連情報や B to B 関連情報に関しても、CCPA/CPRA が全面的に適用され、カリフォルニア州の住民である従業員等は下記を含む各種の権利を有し、事業者はこれらの権利行使への対応が求められる。

- (1) 開示要求権: 従業員は、雇用者が収集し、売却し、共有し、又は開示する個人情報に関して通知を受ける権利を有し、雇用者が当該従業員に関して収集した個人情報を開示するよう求める権利を有する。
- (2) 訂正要求権: 従業員は、雇用者が保持する当該従業員に関する個人情報の訂正を求める権利を有する。
- (3) 削除要求権: 従業員は、雇用者が保持する当該従業員に関する個人情報の削除を求める権利を有する。
- (4) データ・ポータビリティ権: 従業員は、雇用者が当該従業員に関する個人情報の写しを合理的な様式で自らに又は第三者に提供するよう求める権利を有する。
- (5) センシティブ情報に関する権利: 従業員は、雇用者に対し、センシティブ情報の利用及び開示を特定の活動に限定するよう求める権利を有する。

もともと、事業者は、従業員による上記の権利行使を拒絶できる場合がある。例えば、従業員が個人情報の削除を求めたとしても、①事業者が給与管理や福利厚生を提供など雇用関係の維持のために当該個人情報をを用いる必要がある場合や、②雇用に関する一定の情報を保持することが法令上必要な場合には、事業者は従業員による権利行使を拒絶することができる。ただし、事業者においては、従業員が CCPA/CPRA に基づく権利を行使したことで差別的な対応をすることが禁止されていることに留意する必要がある。

4. 施行規則案における主な条項

2022 年 7 月 8 日に公表された施行規則案は、例えば後記のとおり、仮に施行されれば、事業者にとって更に負荷のかかる対応が求められる事項を多々含んでおり、同施行規則案に対しては、既に批判的な内容を含む多くの[パブリックコメント](#)が寄せられている。そして、2022 年 9 月 23 日に開かれた CPPA の理事会会合では、最終的な施行規則の公表時期は特定されなかったものの、施行規則の内容は、パブリックコメントの結果を踏まえて施行規則案の内容から「相当多くの数の変更(quite a few changes)」が見込まれるとされ、修正案に関する検討も順次進められている。

CCPA/CPRA の施行日が 2023 年 1 月 1 日に迫る中、最終的な施行規則の公表が待たれるところであるが、施行規則案には、CPPA が想定する事業者による個人情報保護の態勢のあり方が現れている。最終的な施行規則では、一部より緩やかな規制となる可能性があるものの、事業者におけるグローバル・スタンダードを意識したデータ・コンプライアンス実務のあり方の例として、事業主が対応を準備するに際しても参考になるものと思われる。

- ✓ データ最小化の原則: CPRA では、個人情報の利用、収集又は保持は、その目的との関係で「合理的に必要なかつ相応(reasonably necessary and proportionate)」なものでなければならないということが明記された。そして、施行規則案では、

「標準的な消費者において合理的に想定される」か否か、という判断基準(average consumer 基準)が定められている。

例えば、フラッシュライトのアプリを利用する消費者にとって、消費者の地理的位置情報が取得されることは、フラッシュライトの利用にとって明らかに必要ではないが、他方、インターネットのサービス提供者が、ネットワークの正常な接続状況を持続するために用いるのであれば、サービス利用者(消費者)の地理的位置情報を収集することは、「標準的な消費者において合理的に想定される」ものといえる。

そして、個人情報収集の際に示された目的とは無関係な目的又は両立しえないような目的等、当初の目的から標準的な消費者において合理的に想定されるとはいえないような目的で、事業者が個人情報を収集、利用、維持しようとする場合には、本人から明示的な同意を得る必要があり、事業者にとっての実務上の対応負荷が高まることを見込まれる。

- ✓ 消費者の新たな権利: CPRA では、消費者の新たな権利として、①個人情報の収集を求める権利、②センシティブ情報の利用及び開示の制限を求める権利、③データ共有をオプト・アウトする権利等が定められている。
施行規則案では、これらの新たな権利の行使についてどのように対応すべきかに関するガイダンスが示された。例えば、事業者が、消費者の権利行使に対応するための適切な手続を構築している限りにおいて、消費者の権利行使に対応することに伴う時間や負荷が、当該権利行使によって消費者にもたらされるであろう利益に比べて、著しく過度な場合(「過度(不相応)な努力(disproportionate effort)」を強いる場合)には、消費者の権利行使が制限され得る。具体例として、消費者の権利行使の対象となるデータが検索可能なフォーマットでない場合が挙げられている。なお、「過度(不相応)な努力」を強いる場合であることを理由として、事業者が消費者の権利行使に対応するための適切な手続を構築しないことが許されるものではない。
- ✓ 消費者の同意の取得: CCPA/CPRA は、「ダーク・パターン(dark pattern)」²を用いて得られた消費者の同意は有効でないと定めているが、施行規則案では、どのような場合が「ダーク・パターン」に該当するか、例示を含めて示している。消費者から同意を取得するに際しては、明確に、肯定又は否定について「対照的な選択肢(options in a symmetrical way)」を提供する必要があり、消費者が事業者にとって望ましくない選択を行うことを阻害してはならず、消費者自らの判断を実質的に妨げたり、操作したりすることは許されない。例えば、「同意する」という選択肢を「同意しない」という選択肢よりも大きなフォントの目立つ色で表示することは、「対照的な選択肢」の提供を欠くこととなる。また、同意の撤回は、同意する時と同程度の容易さで行えるようにしなければならない。
- ✓ 第三者に関する要請事項: プライバシーポリシーには、第三者によるデータ収集について記載する必要があり、また、「サービスプロバイダ」や、CPRA で新設された「コントラクター」との契約に関する要求事項も追加されている。例えば、サービスプロバイダとの契約では、個人情報の開示の具体的な目的を特定する必要があり、一般的な記載では不十分とされている。第三者の特定に関する記載の要否等、施行規則の最終版の公表を待つ必要があるが、事業者は、既存の契約を改訂しなければならない可能性がある。

5. 事業者求められる対応について

CCPA/CPRA の施行規則に関する流動的な状況に加え、米国ではいよいよ初めて連邦法レベルでの[米国データプライバシー保護法](#)の制定に向けた動きも本格化し、同法が CCPA/CPRA に優先して適用される部分もあることを見込まれる。(「米国の連邦レベルでの個人情報保護法に関する最新動向」に関しては、弊所の個人情報・データ保護ニュースレターにおいて [2022年6月6日号](#)以降、順次連載中である。)

このように事態は流動的であるが、CCPA/CPRA の適用を受ける事業者においては、施行規則案の動向はもちろん、米国の連邦法やカリフォルニア州その他の州における個別法を含めて、国内外のデータ規制に関する動向等を引き続き注視し、タイムリーに情報収集を進めながら、自社のデータ・コンプライアンス・プログラムの向上及び推進に向けて取組みを進める必要がある。

² カリフォルニア州以外では、コネチカット州やコロラド州の各データ保護法においても、ダーク・パターンの利用が規制されており、また、連邦取引委員会もダーク・パターンの利用に関する警告を発出し、ダーク・パターンを用いた事業者に対する執行例もある。

II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

1. 米国

カリフォルニア州では、上記 I でも触れたとおり、CCPA/CPRA の全面施行が控えているが、子どものプライバシー保護のための州法が新たに 2 つ可決され成立した。一つは、California Age-Appropriate Design Code Act (CA ADCA) という法律であり、英国の類似の法律をモデルにしたものである。同法は、子ども(18 歳未満の消費者)がアクセスするようなオンラインのサービス、商品又は機能を提供する事業者にも適用され、DPIA(データ保護影響評価)を行い、その書類を作成・保存し、州司法長官から求められたら提出することや、子どもの利益を保護するための高度なプライバシー保護の設定をデフォルト設定とすることといった要件や制限事項を定める。子ども向けのウェブサイトやオンラインサービスについて規制する連邦法 Children's Online Privacy Protection Act (COPPA) よりも対象が広く設定されているため、従前 COPPA の適用は受けなかった事業者にも適用される可能性があるため留意が必要である。同法は、2024 年 7 月 1 日に施行される予定である。もう一つの法律は、Student Test Taker Privacy Protection Act という法律である。同法は、コロナ禍において普及したオンライン試験の監督サービスを提供する事業者にも適用されるものであり、事業者が当該サービスに必要な場合その他一定の場合を除き、個人情報を収集、保存、利用、開示等をするを禁止する。同法は、2023 年 1 月 1 日に施行される。

2. 欧州

欧州司法裁判所は、2022 年 8 月 1 日、リトアニアの最高倫理委員会(Chief Ethics Commission)が、汚職防止の観点から、公共施設の責任者について、本人のみならずその配偶者の氏名を同委員会ウェブサイト上に公表することを要請し、実際に公表した事案について先決裁定が求められたことを受け、GDPR9 条 1 項が定める特別なカテゴリーの個人データ(センシティブデータ)の範囲に関する判断を含む判決を下した。この判決の中で、裁判所は、配偶者の氏名を公表することは、本人の配偶者の性別を明らかにする可能性があることから、本人の性的指向を間接的に開示するおそれがあるため、GDPR9 条 1 項の定めるセンシティブデータの処理に該当する旨を判示した。本判決の射程は明確ではないものの、センシティブデータを推知させるおそれのある個人データの処理が広く GDPR9 条の規制に服する可能性を示唆するものであり、今後の動向が注目される。

3. 香港

2022 年 8 月 30 日、PCPD(香港の個人情報保護委員会)は、「情報通信技術のデータセキュリティ対策に関するガイダンスノート」を [発表](#)した。同ガイダンスノートは、増加するサイバーセキュリティ事故に鑑み、個人データ(プライバシー)条例遵守に向けたデータセキュリティシステムを強化するためのベストプラクティスについて、組織、特に中小企業に対して包括的な勧告を行うものである。

同ガイダンスノートは、とりわけ以下の範囲についてデータセキュリティ対策の推奨事項を提供し、これらはケーススタディとインフォグラフィックイラストによって補完される。

- データガバナンス及び組織的対策: データセキュリティの責任者としての適切な人物の任命、従業員に対して十分なトレーニングを確保することを含む。
- リスク評価: 新しいシステム及びアプリケーションのデータセキュリティをローンチ前に評価し、なおかつ、ローンチ後に定期的に評価する。
- 技術的及び運営上のセキュリティ対策の推奨事例
- データ処理者の管理: データ利用者は、データ処理者に転送されたデータについて、不正な又は偶発的なアクセス、処理、消去、紛失又は使用を防ぐために契約上又はその他の手段を採用しなければならない。
- データセキュリティ事故の是正措置により、組織及び影響を受けた個人に生じ得る被害の重大性を軽減すること。
- データセキュリティポリシーの定期的なモニタリング、評価及び改善
- クラウドサービス、“Bring Your Own Devices”及びポータブルストレージ装置のための推奨データセキュリティ対策

4. インドネシア

個人情報保護に関する包括的な法令となる Personal Data Protection Act (「PDPA」)が 2022 年 9 月 20 日に国会により承認された。PDPA には、管理者及び処理者の義務、データ主体の権利、違反に対する行政・刑事罰等が規定されており、今後大統領による公布を経て正式に制定される。なお、PDPA には移行期間が設けられており、義務対象となる管理者や処理者等は、制定後 2 年以内に PDPA を遵守することが求められている。PDPA の概要については、[弊所アジアニューズレター2022年9月26日号「インドネシア初の個人情報保護法」](#)をご参照いただきたい。

5. タイ

2022 年 9 月 7 日、個人情報委員会が、同意取得に関するガイドライン及び情報取得に際する通知手続きに関するガイドラインを公表した。

6. ブラジル

ブラジルのデータ保護当局(ANPD)は、2022 年 8 月 16 日、個人情報保護法(LGPD)52 条に規定する行政制裁の算定及び適用を定める決議案を公表し、2022 年 9 月 15 日まで意見募集を行った。本決議案には、違反行為を分類するためのパラメータと基準、制裁措置の種類、罰金額の計算基準、罰金の支払期限等に関する規定が含まれている。

7. パナマ

2022 年 2 月 24 日、パナマ共和国銀行監督局(the Superintendence of Banks of the Republic of Panama)は、銀行協定第 001-2022 号を公表し、パナマの銀行事業体を取り扱う個人情報保護のためのガイドラインを定めた。本協定は、個人データベースの処理、転送及び保管に関するプロトコル、プロセス、手続、メカニズム、その他の特別なルール、及び、顧客の個人情報の管理者である銀行が従うべき個人情報保護の権利行使に関するガイドラインを確立することを目的としており、パナマにおける金融システムの競争力の強化が期待されている。

8. ニュージーランド

- プライバシーコミッショナーは、2022 年 8 月 15 日に生体情報に関する Consultation Paper を[公表](#)し、2022 年 9 月 30 日まで意見募集を行った。2021 年 10 月に公表した生体認証情報に関する見解([弊所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2021年12月27日号](#)参照)を受けて意見を公募するものであり、2022 年中に意見募集結果及び規制方針案を公表することが想定されている。
- 法務省は、Privacy Act 2020 上の Information Privacy Principle(IPP)に規定されている個人情報を収集する際の通知義務に関する規定の改正を[検討](#)しており、2022 年 9 月 30 日まで意見募集を行った。具体的には、間接的に個人情報を収集する場合における通知義務を新たに定めることが検討されている。

9. イスラエル、アラブ首長国連邦(UAE)

2020 年の両国間の国交正常化を背景として、2022 年 9 月 6 日、イスラエルのプライバシー保護庁(Privacy Protection Authority)と UAE のアブダビ首長国内のフリーゾーンである Abu Dhabi Global Market(以下「ADGM」という。)のデータ保護庁(Office of Data Protection)間で、データ及びプライバシー保護に関する法制度・技術・実務対応等に関する相互理解の促進等に関する[覚書](#)が締結された。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 